

追加のローカルルールと競技の条件

【追加のローカルルール】

1. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則 16.1）
 - ・ No.7 ホールのグリーン手前にあるバンカー内の花壇はプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。球がその花壇の中や上にある場合、元の球か別の球をバンカー右側の白線で囲われたドロップゾーンにドロップすることにより、罰なしの救済を受けなければならない。
このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。
 - ・ No.9 ホールのパッティンググリーン右側面を構築する土留め用木材ならびに階段は動かさない障害物とし、これによる障害が生じた場合、規則 16.1b に基づく救済の追加の選択肢として指定ドロップゾーンに球をドロップすることができる。このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。
 - ・ 電磁誘導カート用の2本のレールは、その全幅をもって道路（動かさない障害物）とする。この道路はプレー禁止区域とし、球がこの道路の中や上にある場合、または意図するスタンスや意図するスイング区域の障害となる場合、プレーヤーは規則 16.1b に基づく完全な救済を受けなければならない。

【競技の条件】

1. プレーのペースについて（規則 5.6）
 - 各ホールのプレーに許される時間の限度を記載した「タイムパー」をスタート時に配布するので、これに遅れないこと。特別な事情もないのにこの時間より遅れた場合（アウトオブポジション）、ストロークに要する許容時間を個別に計測する。
 - ※アウトオブポジションに該当しなくとも遅れが生じていると委員会が判断した組に対してはペースの回復を求めることがある。
 - ※特定の選手のペースが著しく遅い場合はその組がアウトオブポジションに該当しなくとも、その選手に通知した上でショットに要する時間を計測し、罰則を適用することがある。
- (a) アウトオブポジションの定義
 - 次の両方に当てはまった時、その組はアウトオブポジションとなる。
 - (1) あるホールのプレーを終えた時点で、スタートからそこまでの実際の実際の所要時間の合計が、「タイムパー」に記載された時間をオーバーした場合。
 - (2) 第2組以降の組では、前の組との間隔がスタート時点での間隔時間を超えた場合。

(b) アウトオブポジションとなった場合の措置

あるホールを終えてある組が特別な事情がないのにアウトオブポジションとなった場合、競技委員はホールとホールの間でその組全員にアウトオブポジションとなったこと及び次のホールから各プレイヤーの全てのストロークに要する時間を計測することを通知する。委員会がその組の各競技者のストロークに要する時間を計測し (c) の許容時間を超えた場合、プレイヤーに (d) の罰則が適用される。

例外：特別な事情（ルーリングや紛失球等）があったと委員会が判断した場合、委員会はその組に対して前の組との間隔を縮めるように求める。その結果、合理的時間内に遅れを取り戻すことができれば、各競技者のストロークに要する時間は計測しない。

(c) ストロークに要する許容時間

原則：40 秒

例外：パー3 ホールにおいて最初にプレーする者、パー4 とパー5 のホールにおいて第2打地点から最初にプレーする者、パッティンググリーン周辺やパッティンググリーンの上で最初にプレーする者のショットの許容時間は50秒とする。

注：ストロークに要する許容時間の計測は、そのプレイヤーの順番が回ってきた時に開始される。

(d) 罰則

警告 — 委員会から口頭での注意

最初の違反 — 1 罰打

2 回目の違反 — 一般の罰（最初の違反の罰に加えて適用される）

3 回目の違反 — 失格

注：アウトオブポジションとなった組は、その後で遅れを取り戻しても、そのラウンドが終了するまで持ち越される。